

# 「子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業」のご案内

子どもを受動喫煙から防ぎ、さらには区民自身の健康づくりを支援するため、医療機関で健康保険が適用される禁煙治療を受け、登録日から1年以内に所定の治療を完了した方に、治療にかかった費用の自己負担分を助成します。

## 1 助成を受けることができる方

以下の条件をすべて満たす方

- ① 足立区に住民登録があること(登録時および助成金申請時)
- ② 医療機関での禁煙治療中でないこと
- ③ 20歳以上であること

## 2 医療機関での禁煙治療(保険適用)を受けることができる方

次の3項目のすべてに該当し、医師が治療が必要と認めた場合、保険が適用されます。

- ① ニコチン依存症に係るスクリーニングテストTDSで5点以上(10点満点)であること
- ② 35歳以上の場合、プリンクマン指数(1日の喫煙本数×喫煙年数)が200以上であること
- ③ ただちに禁煙することを希望し、「禁煙治療のための標準手順書」に則った禁煙治療について説明を受け、当該治療を受けることを文書により同意していること

※上記の要件のほか、以前に禁煙治療をされていた場合、前回の初回治療日から1年以上経っていないと、保険適用になりません。

## 3 助成額

上限20,000円(一人一回のみ)

※ 医療機関での標準的な禁煙外来治療は、12週間にわたり計5回受診です。基本的には全5回の受診を終えた方が助成の対象ですが、医師の判断により4回以下で終了となった場合も助成の対象となります。

健康保険を使用した場合の3割自己負担額は13,000円～20,000円程度です。

#### 4 利用の流れと必要書類

		申請方法
		1 オンライン申請 2 郵送またはFAX、窓口へ持参
必要書類(申請方法2の場合)		
① (治療開始前) 登録申請をする		足立区子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業登録申請兼承諾書(ホームページからダウンロードできます)
注意事項など		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>治療開始前に登録申請してください。</u></li> <li>・登録申請後、区から登録審査結果通知書をお送りします。</li> <li>・妊婦や妊娠の可能性がある方、授乳中の方は薬剤を使用しない治療となります。</li> <li>・保険適用の治療となるか確認してください。</li> <li>・禁煙治療の受付状況については、ご希望の医療機関へ事前にご確認ください。</li> </ul>		



		注意事項など
②(登録決定後) 指定医療機関の禁煙外来で治療を受ける		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>区から登録審査結果通知書が届いたら</u>治療を始めてください。</li> <li>・区内指定医療機関において、健康保険を使っての治療を受けます(標準的には12週間にわたり計5回)。</li> <li>・<u>治療は登録日から1年以内に完了してください。</u></li> <li>・助成金の申請時に必要となる以下の書類は、なくさないように保管してください。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>助成金交付申請書</u></li> <li>② <u>助成金請求書兼口座振替依頼書</u></li> <li>③ 医療機関・薬局で発行された<u>領収書、診療明細書、調剤明細書(いずれも原本)</u></li> </ul> </li> </ul>



③（治療完了後） 助成金の交付申請および 請求をする	必要書類
	① 助成金交付申請書 ② 助成金請求書兼口座振替依頼書 ③ 医療機関・薬局で発行された領収書、明細書 (いずれも原本)
	申請方法
	郵送または窓口へ持参



④ 助成金交付の通知が届く (助成金が口座に振込まれる)	注意事項など
<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録日から1年以内に治療を完了し、治療が完了した翌月末までに必要書類を区に提出してください。</li> <li>・医療機関・薬局で発行された領収書・明細書の返却を希望する場合は、その旨をお知らせください。ただし、「助成金交付決定済み」の印等を押印させていただきます。</li> <li>・本事業にて交付された助成金分は、医療費控除およびセルフメディケーション税制の適用を受けることができません。</li> </ul>	

## 5 申請および問合せ先

足立区衛生部こころとからだの健康づくり課 健康づくり係

住所：〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

電話：03-3880-5433

FAX：03-3880-5602

窓口開設時間：月曜から金曜(祝日除く) 8:30～17:00